

## 令和4年度 葛城市立新庄中学校 部活動に係る活動方針

### ○目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。そのため、部活動を学校教育の一環として行い、教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

### ○適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、部活動に係る活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### ○指導・運営に係る体制の構築

- (1) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、生徒の多用なニーズに応じた活動を行うことができる適正な数の部活動を設置する。
- (2) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施する。
- (3) 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- (4) 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### ○適切な練習時間・休養日等の設定

- (1) 練習時間は、平日は2時間程度とする。ただし、土日、休日、長期休業日は3時間程度とする。
- (2) 休養日は、原則、週当たり2日以上設ける。  
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、翌週に代替休養日を設ける。)
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、(2)に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多用な活動ができるよう、学校閉校日（8月13～15日、12月29日～1月3日）は休養日とし、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 定期試験開始日の1週間前から終了までの期間は、原則、休養日とする。  
※ 大会等への対応として、大会前の練習時間及び休養日は、(1)(2)(3)の限りではない。また、練習試合など通常とは異なる活動を行う場合の活動時間は、(1)の限りではない。ただし、生徒の過度の負担とならないよう配慮する。

### ○安全管理・体罰等の根絶

- (1) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- (2) 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、常に安全に活動できるようにする。
- (3) 部活動顧問が適切な判断を下せるよう、WBGT計などを活用し、高温下での活動や急激な天候変化における熱中症や骨折などへの事故防止及び対応に努める。
- (4) 「体罰、セクハラ・パワハラを含む不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識の下、指導者としての自覚をもち、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。